

市第79号議案

横浜市墓地及び霊堂に関する条例の一部改正

横浜市墓地及び霊堂に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市墓地及び霊堂に関する条例の一部を改正する条例

横浜市墓地及び霊堂に関する条例（平成5年3月横浜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名中「霊堂」を「納骨堂」に改める。

第1条第1項中「霊堂」を「納骨堂」に改め、同条第2項中「及び霊堂」を削り、同条に次の1項を加える。

3 納骨堂の名称及び位置は、別表第1の2のとおりとする。

第2条第2項を次のように改める。

2 焼骨の収蔵又は祭しを行うため、久保山霊堂に家族納骨壇及び焼骨短期保管施設並びに式場を、日野こもれび納骨堂に自動搬送式納骨施設及び合葬式納骨施設を置く。

第2条に次の1項を加える。

3 日野こもれび納骨堂に駐車場を置く。

第3条の見出し中「霊堂」を「納骨堂」に改め、同条第1項中「霊堂」を「納骨堂」に改め、「式場」の次に「及び駐車場」を加える。

第4条第1項及び第2項中「霊堂」を「納骨堂（駐車場を除く。）」に改め、同条第3項各号中「霊堂」を「久保山霊堂」に改める

。

第5条の2第1項中「又はメモリアルグリーン」を「、メモリアルグリーン又は日野こもれび納骨堂（駐車場を除く。）」に改める。

。

第8条の2及び第10条第2号中「霊堂」を「納骨堂」に改める。

第13条中「霊堂」を「納骨堂」に改め、同条第4号中「又は芝生型納骨施設」を「、芝生型納骨施設又は自動搬送式納骨施設」に改める。

第14条第1項中「霊堂」を「納骨堂」に改める。

第16条の見出し中「霊堂」を「納骨堂」に改め、同条各号列記以外の部分中「（メモリアルグリーンにあっては、第19条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。））」を「（別表第4に掲げる墓地又は納骨堂にあっては、第19条第1項に規定する指定管理者）」に、「霊堂」を「納骨堂」に改め、同条各号中「霊堂」を「納骨堂」に改める。

第17条並びに第18条第1項、第3項及び第4項中「霊堂」を「納骨堂」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「メモリアルグリーン」を「別表第4に掲げる墓地又は納骨堂」に改め、「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同項第1号及び同条第4項中「メモリアルグリーン」を「別表第4に掲げる墓地又は納骨堂」に改め、同条第5項中「横浜市メモリアルグリーン指定管理者選定評価委員会」を「横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会」に改める。

第21条中「メモリアルグリーン」を「墓地又は納骨堂」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第21条の2 日野こもれび納骨堂の駐車場を利用する者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、1台につき駐車時間30分までごとに100円の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、駐車場から自動車を出場するときに納付しなければならない。

4 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

第22条の見出しを「（横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会）」に改め、同条第1項中「メモリアルグリーン」を「第19条第1項各号に掲げる墓地又は納骨堂の」に、「横浜市メモリアルグリーン指定管理者選定評価委員会」を「横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会」に改める。

第23条第1号中「霊堂」を「納骨堂」に改める。

別表第1久保山霊堂の項を削り、同表の次に次の1表を加える。

別表第1の2（第1条第3項）

名 称	位 置
久保山霊堂	横浜市西区
日野こもれび納骨堂	横浜市港南区

別表第2 合葬式納骨施設の項を次のように改める。

合葬式納骨施設	日野公園墓地	1 体 に つ き 永 年	65,000円
	日野こもれび納骨堂	1 体 に つ き 60 年 間	73,440円

別表第2 焼骨短期保管施設の項の次に次のように加える。

自動搬送式納骨施設	1 基 に つ き 30 年 間	475,200円
-----------	------------------	----------

別表第3に次のように加える。

自動搬送式納骨施設	1 基 に つ き 1 年 間	9,720円
合葬式納骨施設	1 体 に つ き 60 年 間	45,360円

別表に次の1表を加える。

別表第4（第16条、第19条第1項及び第4項）

メモリアルグリーン

日野こもれび納骨堂

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の規定に基づく日野こもれび納骨堂を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（横浜市墓地運営等基金条例の一部改正）

- 3 横浜市墓地運営等基金条例（平成18年3月横浜市条例第15号）

の一部を次のように改正する。

第1条中「及び機械式の納骨堂（同条第6項の納骨堂をいう。）」を削り、「及びメモリアルグリーン」を「、メモリアルグリーン及び日野こもれび納骨堂」に改める。

提 案 理 由

日野こもれび納骨堂を設置するとともに、その管理に関する業務を指定管理者に行わせる等のため、横浜市墓地及び霊堂に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市墓地及び霊堂に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

横浜市墓地及び~~納骨堂~~
霊堂に関する条例

（設置）

第1条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の規定による埋葬及び焼骨の埋蔵又は収蔵並びに祭しを行うための施設として、横浜市に墓地及び~~納骨堂~~
霊堂を置く。

2 墓地~~及び霊堂~~の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

3 納骨堂の名称及び位置は、別表第1の2のとおりとする。

（墳墓地等）

第2条 （第1項省略）

2 焼骨の収蔵又は祭しを行うため、久保山霊堂に家族納骨壇及び久保山霊堂に焼骨の収蔵を行うための家族納骨壇及び焼骨短期焼骨短期保管施設並びに式場を、日野こもれび納骨堂に自動搬送保管施設並びに祭しを行うための式場を置く。

3 日野こもれび納骨堂に駐車場を置く。

（墓地及び~~納骨堂~~
霊堂の使用資格）

第3条 墓地及び~~納骨堂~~
霊堂（式場~~及び駐車場~~を除く。）を使用しようとする者（第9条の規定により使用权を承継する者を除く。次項において同じ。）は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならぬ。

（第1号、第2号、第2項及び第3項省略）

（使用許可）

第4条 墓地及び~~納骨堂~~
霊堂（駐車場を除く。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に墓地及び~~納骨堂（駐車場を除く。）~~
~~霊堂~~の管理上必要な条件を付けることができる。

3 市長は、式場の使用が次のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

(1) ~~久保山霊堂~~又はその周辺における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) ~~久保山霊堂~~の設置の目的に反するとき。

(3) ~~久保山霊堂~~の管理上支障があるとき。

（第4項及び第5項省略）

（管理料）

第5条の2 久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地（墳墓地に限る。）~~、メモリアルグリーン又は日野こもれば納骨堂（駐車場を除く。）~~
~~又はメモリアルグリーン~~の使用者は、別表第3に定める額の管理料を納付しなければならない。

（第2項省略）

（転貸等の禁止）

第8条の2 使用者は、次条に定める場合を除き、墓地又は~~納骨堂~~
~~霊堂~~を他の者に貸し、又はその使用する権利（以下「使用権」という。）を他の者に譲渡してはならない。

（届出）

第10条 使用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（第1号省略）

(2) 墓地又は~~納骨堂~~
~~霊堂~~を使用する必要がなくなったとき。

（使用許可の取消し）

第13条 市長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、墓地又は~~納骨堂~~霊堂の使用許可を取り消すことができる。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 久保山墓地、三ツ沢墓地若しくは日野公園墓地の墳墓地、~~芝生型納骨施設又は自動搬送式納骨施設~~芝生型納骨施設の使用者が、管理料を5年間納付しないとき。

(第5号から第8号まで省略)

(使用場所の返還)

第14条 使用者は、墓地又は~~納骨堂~~霊堂を使用する必要がなくなったとき、使用権が消滅したとき、使用許可を取り消されたとき、又は使用許可期間が満了したときは、直ちにその使用場所を原状に回復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、原状に回復することを要しない。

(第2項省略)

(墓地又は~~納骨堂~~霊堂の利用の禁止等)

第16条 市長 ~~(別表第4に掲げる墓地又は納骨堂にあつては、第19条第1項に規定する指定管理者)~~(メモリアルグリーンにあつては、第19条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))は、次に掲げる場合においては、墓地若しくは~~納骨堂~~霊堂を保全し、又はその利

用者の危険を防止するため、墓地又は~~納骨堂~~霊堂の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(1) 墓地又は~~納骨堂~~霊堂に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

(2) 墓地又は~~納骨堂~~霊堂の施設の破損その他の事由により利用が危険であると認められる場合

(3) 前2号以外の場合において墓地又は~~納骨堂~~霊堂の管理上必要がある

る場合

(行為の禁止)

第17条 何人も墓地及び~~納骨堂~~霊堂において次に掲げる行為をしてはならない。

(第1号から第11号まで省略)

(12) 前各号のほか、墓地及び~~納骨堂~~霊堂の利用及び管理に支障のある行為をすること。

(行為の制限)

第18条 墓地又は~~納骨堂~~霊堂において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(第1号から第4号まで省略)

(5) 前各号のほか、市長が墓地又は~~納骨堂~~霊堂の管理上特に必要があると認めて禁止する行為

(第2項省略)

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が墓地又は~~納骨堂~~霊堂の利用に支障を及ぼさないと認められる場合であり、かつ、公益及び風致を害するおそれがないと認められる場合に限り、前2項の許可をすることができる。

4 市長は、第1項又は第2項の許可に、墓地又は~~納骨堂~~霊堂の管理のため必要な範囲内で条件を付けることができる。

(指定管理者の指定等)

第19条 次に掲げる~~別表第4に掲げる墓地又は納骨堂~~メモリアルグリーンの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう

。以下同じ。) に行わせるものとする。

- (1) 別表第4に掲げる墓地又は納骨堂メモリアルグリーンの施設及び設備の維持管理に関すること。

(第2号、第2項及び第3項省略)

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、別表第4に掲げる墓地又は納骨堂メモリアルグリーンの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

5 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第22条第1項に規定する横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会横浜市メモリアルグリーン指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第21条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第19条第1項各号に掲げる墓地又はメモリアルグリーンの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用料金)

第21条の2 日野こもれび納骨堂の駐車場を利用する者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、1台につき駐車時間30分までごとに100円の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、駐車場から自動車を出場するときに納付しなければ

ばならない。

4 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会)

(横浜市メモリアルグリーン指定管理者選定評価委員会)

第22条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による第19条第1項各号に掲げる墓地又は納骨堂の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会
横浜市メモリアルグリーン指定管理者選定評価委員会を置く。

(第2項及び第3項省略)

(過料)

第23条 次のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第16条の規定に基づく墓地又は納骨堂
霊堂の利用の禁止又は制限に違反して墓地又は納骨堂
霊堂を利用した者

(第2号及び第3号省略)

別表第1 (第1条第2項)

名 称	位 置
(省 略)	
<u>久保山霊堂</u>	<u>横浜市西区</u>

別表第1の2 (第1条第3項)

名 称	位 置
久保山霊堂	横浜市西区
日野こもれび納骨堂	横浜市港南区

別表第2（第5条第1項）

種 別	単 位	使 用 料	
(省 略)			
合葬式納骨施設	日野公園墓地	1 体 に つ き 永 年	65,000円
	日野こもれび納骨堂	1 体 に つ き 60 年 間	73,440円
合葬式納骨施設	1 体 に つ き 永 年	65,000円	
(省 略)			
焼骨短期保管施設	1 体 に つ き 1 年 間	3,000円	
自動搬送式納骨施設	1 基 に つ き 30 年 間	475,200円	
(省 略)			

別表第3（第5条の2第1項）

種 別	単 位	管 理 料
(省 略)		
自動搬送式納骨施設	1 基 に つ き 1 年 間	9,720円
合葬式納骨施設	1 体 に つ き 60 年 間	45,360円

別表第4（第16条、第19条第1項及び第4項）

メモリアルグリーン

日野こもれび納骨堂

横浜市墓地運営等基金条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（目的及び設置）

第1条 横浜市に置く久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地（墳
墓地（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条
第4項の墳墓を設けるために区画した土地をいう。）及び機械式
の納骨堂（同条第6項の納骨堂をいう。）に限る。）、メモリア
ルグリーン及び日野こもれび納骨堂の健全な運営及び整備の促進
アルグリーン
を図るため、横浜市墓地運営等基金（以下「基金」という。）を
設置する。